

令和6年4月11日

保護者各位

与那原町立与那原東小学校
校長 仲村 保
(公印省略)

学校における携帯やスマホの所持について (お願い)

清明の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より、本校の教育活動に対してご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、スマホや携帯電話は昨今、生活必需品となりつつあります。小学生の所有率も年々増加し、学校への持ち込みに関する対応も変わってきています。基本的な方針を打ち出している文部科学省では、これまでSNSを介したトラブルが多く発生していることから「原則禁止としながらも条件によっては持ち込んでもよしとする」としています。その判断理由として、「遠距離通学をしている児童の登下校時の安全確保」、「児童との緊急連絡手段」等、社会的にやむを得ないと判断される状況において学校長が認めた場合によります。

つきましては、本校でもスマホや携帯電話の持ち込みに関して、やむを得ず学校で所持する場合、下記の内容をご確認いただき「携帯電話所持申請書」を提出して下さい。面談後の決定内容により、学校における携帯・スマホの所持が可能となります。児童が携帯電話やスマホによる事件・事故に巻き込まれないようにするという主旨をご理解の上、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. キッズ携帯電話所持の申請について

- (1) 担任へ連絡後、「携帯所持申請書」(別紙)の提出となります。
- (2) 面談の必要はありません。

2. スマホ所持の申請について

- (1) 担任へ連絡後、「携帯所持申請書」(別紙)の提出を行います。
- (2) 面談調整を行い、学校長、保護者、児童による三者面談を行います。
- (3) 面談後に“持ち込み許可”や“持ち込み不許可”を決定後、保護者へ連絡します。
- (4) “持ち込み許可”決定の場合、年度内を有効期間とします(次年度は要再申請)。

* 学校ではできる限り「キッズ携帯」による携帯所持を推奨しております。